

## レンタサイクル利用規約

この利用規約は、お客様が天津駅観光案内所(以下「案内所」といいます)のレンタサイクルを利用していただく際に遵守していただく事項について規定しています。利用者は、この利用規約に同意の上、レンタサイクルを利用していただくことになります。

### 1. 利用申込み

利用申込みは、レンタルサイクル予約システムまたは当日案内所窓口で行うことができます。

- (1)案内書窓口でお申込の際は、案内所の営業時間内(9:00-18:00)に来所いただき、利用申込書に必要事項の記入をお願いします。
- (2)写真付きの身分を証明できるもの(運転免許証、学生証、在留カード、パスポート等)を提示してください。  
身分証明書をお持ちでない場合は、自転車の貸し出しをいたしかねますのでご了承ください。
- (3)18歳未満の方の申込みについては、保護者の同意書が必要となります。  
Web 予約の方は、同意書を印刷およびご記入の上、当日ご持参ください。
- (4)利用申込書に虚偽の記載をされた場合には、利用をお断りすることがあります。
- (5)お一人様に同時に複数の自転車を貸出しすることはできません。
- (6)自転車の解体はお断りいたします。(ご利用時に解体され、貸出し時の状態で返却されていない場合メンテナンス料金が発生する場合があります)

### 2. 予約

- (1)ご利用の事前予約が可能です。事前予約は、貸出し希望日の3ヶ月前から前日18時までにレンタルサイクル予約システムから受付いたします。
- (2)ご予約の際は、希望日時、氏名、年齢、住所、電話番号、自転車の種類(クロスバイクまたは電動アシスト付き)、台数を伺います。
- (3)貸出し状況によって、ご希望に添えない場合がございます。
- (4)ご予約を受けた場合でも、貸出し日時までに自転車の故障や事故、盗難等の車両トラブルが発生した場合、ご予約当日に貸出しできない場合がございます。ご了承の上ご予約をお願いいたします。
- (5)貸出日当日、予約時間に遅れる場合は、事前に案内所に電話連絡をしてください。なお、事前のご連絡がなく、予約時間から1時間以上経過した場合は自動キャンセルとなりますのでご注意ください。
- (6)予約をキャンセルされる場合は、必ず予約時間前に予約完了メール内のキャンセル専用 URL よりお取消し操作をお願いいたします。
- (7)事前予約がなくても当日の貸出しは可能です。ただし、ご予約の方を優先させていただきます。

### 3. 利用料金

●利用料金:1時間 500円

- (1)お支払いは、現金のみとさせていただきます。
- (2)貸出し時に、利用予定時間分の料金を前払いでお支払いいただきます。なお、予定時間前に返却された場合でも、料金の払い戻しはいたしませんのでご注意ください。
- (3)返却予定時間を過ぎた場合は、ご返却時に超過料金をお支払いいただきます。なお、超過料金の計算は、1時間単位となります。

#### 4. 利用期間

利用期間は、案内所の営業時間内(9:00-18:00)で利用ができます。

#### 5. 自転車の引渡し

自転車の引渡しに当たっては、案内所職員の取扱説明を受けるとともに、次の項目を点検・確認をしていただくようお願いいたします。

(タイヤの空気圧/サドルの高さ/ライト/ブレーキの効き/ハンドルの曲り/ベルの鳴り等)

#### 6. 自転車の返却

(1)利用申込みの際に指定された貸出当日中の予定時間内に返却してください。なお、貸出し時間の延長をご希望の場合は、必ず事前に案内所に連絡をしてください。ただし、ご予約等でご希望に添えない場合がございます。

(2)案内所以外の場所に返却することはできません。

(3)連絡のないまま返却時間を大幅に過ぎる等、悪質と判断した場合には、所轄警察署に被害届を提出する等の措置を取ることがあります。

#### 7. 自転車の故障

##### 【1】パンク修理

(1)利用中に発生した自転車のパンクについては、案内所に連絡をしていただくとともに、利用者が最寄りの自転車店等に持ち込み、修理を行ってください。

(2)修理にかかった費用については、利用者にてご負担いただきます。

##### 【2】その他の修理

(1)利用中に自転車が故障した場合は、直ちに自転車利用を中止し、案内所に連絡のうえ、自転車を案内所へ返却してください。

(2)利用者に起因する自転車の故障については、利用者の費用負担で修理していただきます。

(3)自転車の故障によって利用者その他第三者に損害が発生した場合、案内所に起因する場合を除いて、案内所は一切責任を負いません。

(4)事故・故障が発生し、自力走行不能となった場合は、案内所に連絡をしてください。この場合、回収にかかる費用は、利用者にてご負担いただくことになります。

#### 8. 自転車の盗難・紛失

(1)利用中に自転車から離れる場合は、盗難防止のため、必ず自転車の鍵を施錠してください。

(2)利用中に自転車の盗難・紛失等に遭遇した場合は、速やかに警察署に届出るとともに、案内所にも連絡をしてください。

(3)無施錠のまま放置した等、利用者に起因する盗難・紛失等の場合は、違約金をいただく場合があります。

(4)自転車を放置禁止区域等に放置し、移動・保管された場合は、返還を受ける際に要した費用は全額利用者に負担していただきます。

#### 9. 事故

(1)利用中に第三者による事故・盗難等に遭遇し、利用者に損害等が発生した場合においても、案内所は一切の責任を負いません。

(2)利用者が利用中に事故にあった場合は、速やかに警察署に届出等法令で定められた処置を取るとともに、案内所に事故発生の日時・場所・原因・事故の状況等を報告してください。

(3)事故についての示談等が必要な場合には、自らの責任において行ってください。

(4)案内所が第三者にやむなく損害賠償を支払った場合を含め、案内所が被害を被った場合には、

利用者にその損害賠償を請求することがあります。

(5)滋賀県では条例により、県内で自転車を利用する人は自転車損害賠償保険等(自転車乗車中に起こった事故等による他者への賠償責任を補償する保険又は共済)への加入が義務付けられています(滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例第 14 条)。

(6)当案内所では貸出しの際、利用者が自転車損害賠償保険等に参加しているかを確認させていただくとともに、未加入の利用者には自転車損害賠償保険等への加入を勧奨いたします。

## **10. 付属品の紛失・破損**

自転車の鍵等、付属品を紛失・破損された場合は、交換料として実費のご負担をいただきます。

なお、後日発見された場合でも払い戻しはいたしません。

## **11. 禁止事項**

利用者は、次の行為をしないでください。

- (1)飲酒・無謀運転、その他交通法規に違反する行為
- (2)危険箇所・その他不適切な場所での利用
- (3)自転車放置禁止区域内及び歩行者や自転車の通行障害となるような場所での駐輪
- (4)自転車及び備品の改造等現状の変更
- (5)運転中に自転車の異常(パンク等)を認めた場合に、運転を継続する行為
- (6)利用申込者以外の第三者に使用させること

## **12. 規約等の変更**

利用規約・営業時間・サービス内容等は、予告なく変更されることがありますのでご了承ください。

## **13. 利用取り消し**

(1)利用者が利用規約に違反した場合は、貸出期間中であっても、利用を取消し、自転車を速やかに返還していただきます。

(2)利用取消の場合でも、利用料金の払い戻しはいたしません。

(3)利用規約違反により、案内所もしくは第三者が被害を被った場合には、利用者にその損害賠償を請求することがあります。

## **14. 個人情報の利用**

●案内所は、利用者の個人情報について、次の目的で取得し、利用いたします。

- (1)レンタサイクルの利用に際しての利用者としての審査のため。
- (2)利用者がレンタサイクルを利用している間における利用者との各種連絡のため。
- (3)案内所の事業活動および市場調査に関する分析・統計のため。

制定：2025 年 10 月 1 日

改定：2025 年 10 月 5 日